

## 特別養護老人ホーム清風苑（長期入所）利用料金表

令和3年8月1日料金改定  
介護老人福祉施設（1日あたり）

### 【介護保険適用分】

#### ①基本料金（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	573	641	712	780	847

・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1001/1000に相当する単位数を算定します。

#### ②加算料金（該当する項目について加算されます）

加算事項	単位数または割合	該当項目
日常生活継続支援加算	36	○
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	○
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	○
生活機能向上維持加算（Ⅰ）	3ヶ月毎に月100	
生活機能向上維持加算（Ⅱ）	月200	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月20	
ADL維持等加算（Ⅰ）	月30	○
ADL維持等加算（Ⅱ）	月60	
若年性認知症入所者受入加算	120	○
専従常勤医師配置	25	
精神科医師指導	5	
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	
入院・外泊時費用	246	○
外泊時在宅サービス利用費用	560	
初期加算	30	○
再入所時栄養連携加算	200	○
退所前訪問相談援助加算	1回460	○
退所後訪問相談援助加算	1回460	○
退所時相談援助加算	400	○
退所前連携加算	500	○
栄養マネジメント強化加算	11	○
経口移行加算	28	○
経口維持加算（Ⅰ）	月400	○
経口維持加算（Ⅱ）	月100	○
口腔衛生管理加算1（Ⅰ）	月90	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月110	

療養食加算	6	○
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1回650	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回1300	
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前31～45日）	72	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡前4～30日）	144	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡以前2～3日）	680	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日）	1280	○
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日以前31～45日）	72	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡前4～30日）	144	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡以前2～3日）	780	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日）	1580	
在宅復帰支援機能加算	10	○
在宅・入所相互利用加算	40	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月3	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月13	
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	3ヶ月毎に月10	
排せつ支援加算（Ⅰ）	月10	○
排せつ支援加算（Ⅱ）	月15	○
排せつ支援加算（Ⅲ）	月20	○
排せつ支援加算（Ⅳ）	月100	
自立支援促進加算	月300	○
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月40	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月50	○
安全対策体制加算	1回20	○
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月83/1000	○
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	月60/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	月33/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	月(Ⅲ)90/100	
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	月(Ⅲ)80/100	
介護職員等特定処遇改善（Ⅰ）	月27/1000	○
介護職員等特定処遇改善（Ⅱ）	月23/1000	

③減算事項（該当する項目について減算されます）

減算事項	減算割合または単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	$\frac{97}{100}$
利用者の数が入所定員を超える又は介護・看護職員または介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	$\frac{70}{100}$
身体拘束廃止未実施	$\frac{90}{100}$
安全管理体制未実施（令和3年10月1日から）	5単位
栄養管理の基準を満たさない（令和6年4月1日から）	14単位

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1014/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員処遇改善加算率及び介護職員等特定処遇改善率を個別にかけて地域区分（7級地）として1014/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

【保険適用外】

単位：円

食費	第4段階 1,600 第2段階 390	第3段階② 1,360 第1段階 300	第3段階① 650
居住費	第4段階 855 第2段階 370	第3段階② 370 第1段階 0	第3段階① 370
日用品費	70		
預かり金品管理費	50		
持込電気製品電気代	50（1品あたり）		
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）		
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。		

※居住費・食費については、収入等によって下記の減免措置が受けられる場合があります。

※費用基準額は下記のとおりです

負担段階	主な対象者		食費	居住費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者</li> </ul>	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円 以下	300	0
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円以下</li> </ul>	かつ、預貯金等が 単身で650万円 夫婦で1,650万円 以下	390	370
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円超120万円以下</li> </ul>	かつ、預貯金等が 単身で550万円 夫婦で1,550万円 以下	650	370
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）120万円超</li> </ul>	かつ、預貯金等が 単身で500万円 夫婦で1,500万円 以下	1,360	370
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に課税者がいる者</li> <li>市町村民税本人課税者</li> </ul>		1,600	855

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額